様式第５号

令和　　年　　月　　日

　　小郡市長　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　所　在　地

　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　印

誓　約　書

　　　以下の事項について、いずれにも該当しないことを誓約します。

１　法人の役員等に、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者がいる。

２　法人の役員等に、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者がいる。

３　法人の役員等に、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者がいる。

４　申請者（法人等）が、児童福祉法第58条第１項及び第２項の規定により認可を取り消され，その取消しの日から起算して５年を経過しない者である。

５　申請者（法人等）の役員等と密接な関係を有する者が、児童福祉法第58条第１項及び第２項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過していない。

６　申請者（法人等）が、児童福祉法第58条第１項及び第２項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に児童福祉法第35条第12項及び児童福祉法第34条第7項の規定による保育所の廃止をした者で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して５年を経過していない。

７　申請者（法人等）が、児童福祉法第46条第1項及び児童福祉法第34条の17第１項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に児童福祉法第35条第12項及び児童福祉法第34条第7項の規定による保育所の廃止をした者で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して５年を経過していない。

８　６に規定する期間内に児童福祉法第35条第12項及び児童福祉法第34条第7項の規定による保育所の廃止の承認の申請があった場合において、申請者（法人等）が６の通知の日前60日以内に当該申請に係る法人の役員等又は当該申請に係る法人でない保育所の管理者であった者で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して５年を経過していない。

９　法人の役員等が、認可の申請前５年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした。

10　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立をしている者（法人格を有する者）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の決定を受けている。

11　申請者（法人等）に、小郡市暴力団排除条例（平成22年小郡市条例第7号）第２条第１号に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいる。